

広島市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、広島市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

(1) 対象地

別紙のとおり

(2) 対象期間

経営管理実施権配分計画公告日から令和33年3月31日まで

3 スケジュール

令和7年11月10日（月）募集開始（広島市ホームページに掲載）・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとします。

受付場所は、広島市経済観光局農林水産部農林整備課とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答します。

閲覧期間：令和7年11月10日（月）から令和7年12月10日（水）まで

閲覧場所：広島市経済観光局農林水産部農林整備課

FAX：082-504-2259 E-mail：nourin@city.hiroshima.lg.jp

令和7年12月 4日（木） 質問受付締切（午後5時まで）

令和7年12月10日（水） 企画提案書受付締切（午後5時まで）

令和7年12月17日（水） 審査・選定

令和7年12月18日（木） 結果通知

令和7年12月24日（水） 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

次の書類を取りまとめの上、正本1部・副本3部（副本はコピー可）を、事前連絡の上で持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

(1) 民間事業者からの提案書（様式第1号）

(2) 企画提案書（様式第2号）

(3) 見積書（様式第3号）

(4) 添付書類

ア 見積書に関する根拠資料

イ 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定に係る諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照してください。